

昭和39年10月 7日第 1回審議会確認
平成18年10月10日第557回審議会確認
平成20年10月14日第581回審議会確認
平成22年10月12日第605回審議会確認
平成24年10月 9日第628回審議会確認
平成26年10月14日第652回審議会確認
平成28年10月11日第676回審議会確認
平成30年10月10日第700回審議会確認
令和 2年 月 日第 回審議会確認

1 運営方針

東京都青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）は、知事が東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和39年東京都条例第181号。以下「条例」という。）第18条の2の規定に基づき、青少年を健全に育成することを目的として、図書類、映画等、がん具類、刃物及び広告物について、推奨、指定又は措置命令をするに当たり、世論の代表として適切な審議を行い、もって公正な意見を述べる。

2 審議会の任務

- (1) 条例第5条の規定に基づき、知事が、図書類、映画等及びがん具類について、青少年を健全に育成する上で有益であると認めるものを推奨するに際して、意見を述べる。
- (2) 条例第8条の規定に基づき、知事が、図書類、映画等、がん具類及び刃物について、青少年の健全な育成を阻害するものとして指定するに際して、意見を述べる。
- (3) 条例第14条の規定に基づき、知事が、広告物について、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認め、形態又は内容の変更その他必要な措置を命ずるに際して、意見を述べる。

3 審議の方法

(1) 図書類について

図書類については、委員が審議会において当該図書類を閲覧又は観覧し、審議する。

ただし、審議会において閲覧又は観覧することが困難なものについては、委員が審議会開催日前に当該図書類を閲覧又は観覧し、審議会において審議する。

なお、条例第8条第1項第2号（以下「新基準」という。）該当に関し諮問される図書類について、希望する委員は、上記に加え、審議会当日の午前または審議会開催日前に当該図書類を閲覧又は観覧することができる。

新基準諮問図書類の閲覧又は観覧、審議に当たっては、諮問図書類ごとに新基準に関連する設定や描写のあるページ等について整理した資料を事務局において作成し、配付する。

(2) 映画等について

映画等については、委員が審議会開催日前に当該映画等を観覧し、審議会において審議する。

(3) がん具類について

がん具類については、委員が審議会において当該がん具類を実見し、審議する。

(4) 刃物について

刃物については、委員が審議会において当該刃物を実見し、審議する。

(5) 広告物について

広告物については、委員が審議会において当該広告物の写真を実見し、審議する。

4 専門委員

審議会の委員は、知事が、条例第20条第2項に規定する専門委員を設置すること及び調査事項等を決定することについて、意見を述べることができる。

なお、新基準諮問図書類の審議に当たっては、別紙「審議会に条例第8条第1項第2号に関する専門委員を置くことについて」により、審議会に専門委員が出席し、調査結果を報告するものとする。

5 会議

(1) 審議会は公開で行うものとする。ただし、図書類の指定等、調査及び審議に係る部分については、審議会の決定により非公開とすることができる。

(2) 審議会の会議録等は、公開するものとする。ただし、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）第7条に規定する非開示情報に該当する箇所を除く。

6 開催

審議会は、原則としておおむね、月一回開催する。

7 小委員会

(1) 設置

ア 条例第24条の2に規定する小委員会は、次のいずれかに該当する場合に設置する。

(ア) 審議会開催直後の時期に相当に販売、頒布、閲覧又は観覧をされている図書類等について、迅速に条例第8条の規定に基づき、指定する必要があると認められる場合

(イ) 定期刊行物等で販売期間が比較的短期であるため、審議会に条例第18条の2の規定に基づく諮問をするいとまがないと認められる図書類が相当に販売又は貸出しに供されている状況にある場合

イ 前項の場合のほか、新型コロナウイルス等重大な感染症拡大防止の必要から審議会を開催することができない場合に限り、条例第24条の2に規定する小委員会を設置することができるものとする。

(2) 委員の指名

小委員会の委員は、審議会の委員のうちから条例第20条第1項各号に掲げる区分ごとに、原則として順番に指名する。

(3) 議決等

ア 条例第24条の2第6項の規定に基づき、小委員会の議決は、審議会の議決とする。

イ 小委員会は、当該審議事項について、審議会で審議すべきである旨の決定を行うことができる。

ウ 前項の決定があったときは、会長は、速やかに知事にその旨を報告する。

(4) 報告

委員長は、小委員会の決議について、直近の時期に開催される審議会に報告し、その確認を受けなければならない。ただし、相当の期間審議会を開催することができない場合は、速やかに書面に審議会委員に報告し、その後、直近の時期に開催される審議会において、その確認を受けなければならない。

8 事務

審議会の庶務は、都民安全推進本部総合推進部都民安全推進課において行う。

附則

この要領は、平成4年7月23日から施行する。

附則

この要領は、平成12年1月20日から施行する。

附則

この要領は、平成13年7月16日から施行する。

附則

この要領は、平成16年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成17年8月1日から施行する。

附則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年 月 日から施行する。